

特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会出水支部規約

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会の出水支部（以下「協議会」という）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、『 特別養護老人ホーム 野田の郷 』に置く。（住所：出水市野田町下名4975の2番地）

(目的)

第3条 協議会は、介護支援専門員の職業倫理の向上、会員相互の交流、情報交換を通してその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、もって出水地区の住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する事業
- (2) 地域の介護サービス関係者のネットワーク作りに関する事業
- (3) 介護保険事業の普及啓発に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協議会は、出水地区内に住所または勤務先を有し、介護保険法施行令（平成10年制令第412号）第35条の2第1項の規定により、介護支援専門員名簿に登録されている者（以下「会員という」）で県協議会及び日本介護支援専門員協会に入会している者で組織する。

(会費)

第6条 会員は、次に定める会費を納めなければならない。

- (1) 出水支部年会費 2,000円（入会金なし）
- (2) 日本介護支援専門員協会年会費 5,000円（ただし、新規は入会金1,000円必要）
- (3) 特定非営利活動法人 鹿児島県介護支援専門員協議会年会費 2,000円（ただし、新規は入会金1,000円必要）

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、日本介護支援専門員協会及び特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会に入会しなければならない。（特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会規約第7条）

- 2 入会が認められた会員は、別紙様式1「入会届出書」を支部事務局及び県事務局に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、次の各号に該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会員が脱会を申し出たとき
 - (2) 会員が死亡したとき
 - (3) 会員が、介護保険法施行令第35条の2第3項の規定により登録を取り消されたとき、又は登録を抹消したとき
 - (4) 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき
- 2 前項第1号の規定により退会する場合は、理事会に対して、別紙様式2「退会届出書」によりその旨を通告しなければならない。
- 3 会員が届出事項に住所・所属・改姓などの変更が生じた場合は、別紙様式3「変更届出書」によりその旨を通告しなければならない。

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 1名 |
| (3) 事務局(書記) | 1名(兼任可) |
| (4) 会計 | 1名(兼任可) |
| (5) 理事(広報啓発 教育研修) | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第10条 理事及び監事は総会において選出する

- 2 支部長、副支部長、書記は理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第11条 支部長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐して、支部長に事故があるとき、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、協議会の事業及び会計を監査し、総会に報告する

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前各号の規定に関わらず、役員は辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会)

第13条 総会は会員をもって構成し、年1回開催する。

2 総会は次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (2) 収支予算の決定及び収支決算報告の承認に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 広報啓発及び教育研修に関わる事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会において委任された事項
- (4) その他支部長において必要と認めた事項

(招集、定足数及び議決)

第15条 総会は支部長が招集し、支部長が議長となる。

2 理事会は支部長が招集し、支部長が議長となる。

3 総会及び理事会は構成員の過半数をもって成立する。

4 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決する所とする。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(付則)

この規約は、平成13年12月22日から適用する。

この規約は、平成15年9月27日から適用する。

この規約は、平成16年5月22日から適用する。

この規約は、平成18年4月15日から適用する。

この規約は、平成19年4月14日から適用する。

この規約は、平成20年4月19日から適用する。

この規約は、平成21年4月11日から適用する。

この規約は、平成22年5月15日から適用する。

この規約は、平成23年5月21日から適用する。